

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の方が、金融機関との対話を通じて**経営行動計画書**を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な**伴走支援**を行う保証制度です。

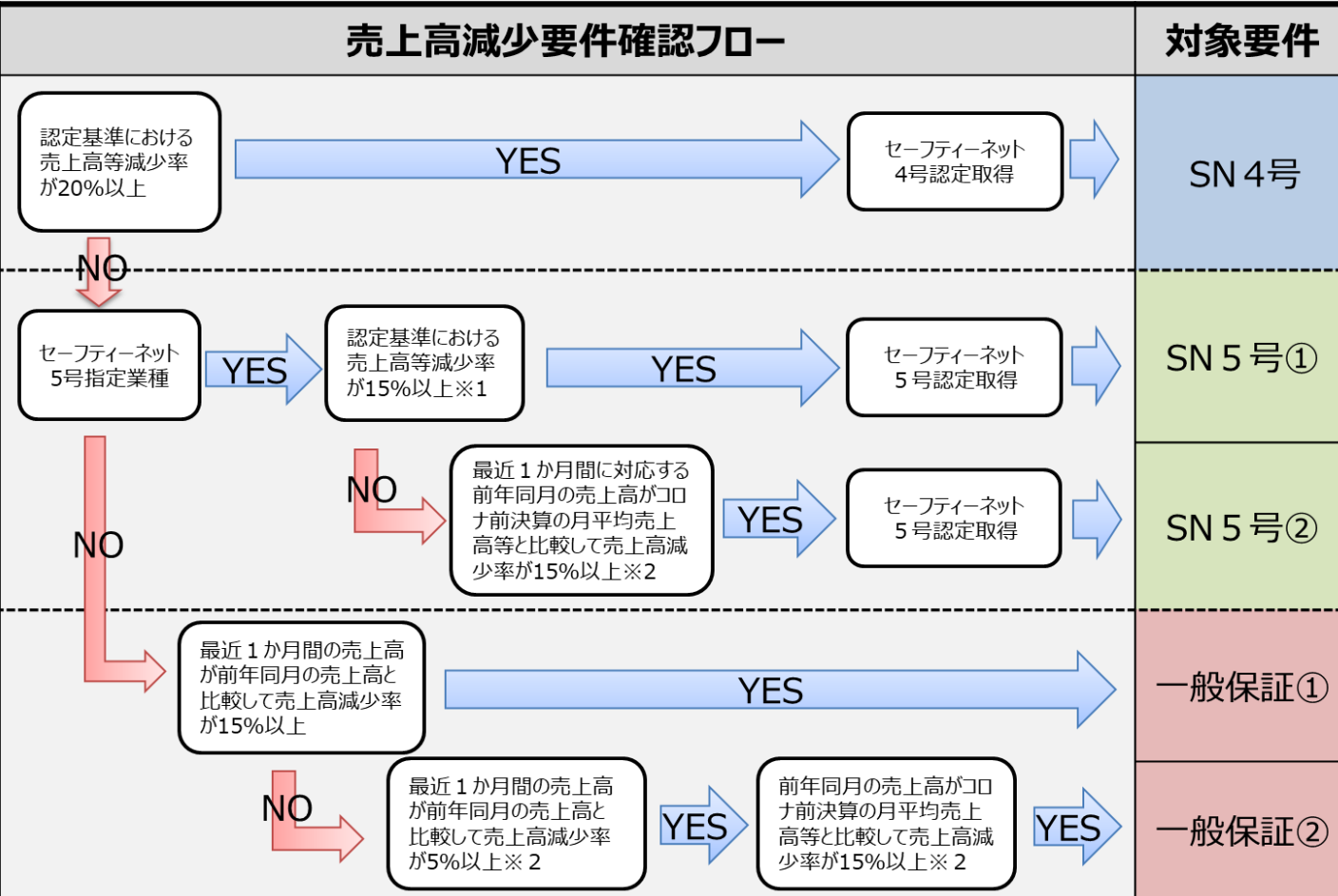
制度概要

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。			
申込人 資格要件	セーフティーネット4号	セーフティーネット5号	一般保証
	(1) セーフティーネット4号認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けている方	(2) セーフティーネット5号認定を受け、かつ次のいずれかに該当する方 ①売上高等減少率が15%以上である方 ②売上高等減少率が15%未満の方にあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	(3) 次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している方 ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方
添付書類	セーフティーネット4号の認定書	①：セーフティーネット5号の認定書 ②：セーフティーネット5号の認定書 + 売上高減少要件確認書（SN5号▲15%未満用）	①②：売上高減少要件確認書（一般保証用）
経営行動計画書、経営者保証免除対応を適用する場合は 経営者保証免除対応確認書			
対象資金	資格要件(1)及び(2)の場合…経営の安定に必要な事業資金 資格要件(3)の場合…事業資金		
保証限度額	1億円		
返済方法	分割返済又は一括返済		
保証期間	分割返済の場合 10年以内 （据置期間は 5年以内 ） 一括返済の場合 1年以内		
貸付形式	証書貸付又は手形貸付		
貸付金利	金融機関所定利率		
責任共有	対象外	対象	対象
保証料率	0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。		一般保証の保証料率・保証料補助は、裏面を参照ください。 ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。 ※条件変更保証料は補助対象外。
保証料補助	実際のお客様負担は0.2%相当の額 ※0.65%相当の額（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）を国が補助する。 ※条件変更保証料は補助対象外。		
担保	必要に応じて徴求することとする。		
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。		
取扱期間	令和5年3月31日まで（当協会が保証受付をしたもの）		

一般保証の保証料率及び保証料補助

通常料率 (経営者保証 免除対応の適 用なし)	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	保証料補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
	お客様負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

経営者保証免 除対応を適用 する場合	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
	保証料補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
	お客様負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20



※1 セーフティーネット5号の減少率が15%未満の場合、本フローチャート上では認定基準における売上高減少率5%以上の条件は満たしているものと見なす。
 ※2 該当しない場合は本制度利用対象外